

障発０５２７第２号  
令和元年５月２７日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」の一部改正について

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査については、従来、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成２６年１月２３日障発０１２３第２号）に基づき、実施されているところであるが、今般、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和元年５月２７日から適用することとしたので、通知する。

なお、この通知は、地方自治法（平成２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言である。

